

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災の被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障や環境対策など、地方自治体が担う役割は年々増大しており、政府は地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などでは、法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った財政需要を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議のもと、地方財政計画、地方税及び地方交付税のあり方について決定する必要がある。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、次のとおり対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方及び地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもと決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興及び環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図るとともに、交付要件を緩和し、被災自治体が復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間後の平成28年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などによって地方税財源の確保を図り、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るため、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 8 人件費削減などの行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月17日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣 あて